還付又は同法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続組合員に係る戸籍関係情報

ロ　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十三　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ～チ　［略］

十四　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該検認又は更新に係る被扶養者及び当該者に係る国家公務員共済組合法施行規則第八十八条の申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ～チ　［略］

十五～二十　［略］

第二十四条の三　法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

付又は同法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［新設］

十一　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

ロ～ト　［同上］

十二　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ～ト　［同上］

十三～十八　［同上］

第二十四条の三　法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　略］

十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報

ハ　［略］

ニ　［略］

ホ　［略］

［十一～十八　略］

第二十六条の三　法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者及び当該届出に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

［新設］

一　市町村民税に関する情報

二　住民票に記載された住民票関係情報

三　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～九　同上］

十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

［十一～十八　同上］

第二十六条の三　法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る次に掲げる情報

［新設］